

## 定期検査報告（毎年）が必要な昇降機・遊戯施設

昇降機（建築基準法施行令第16条第3項第1号）

（住戸内のみを昇降するもの及び労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)  
第12条第1項第6号に規定するエレベーターを除く

- ・エレベーター
- ・エスカレーター
- ・段差解消機
- ・いす式階段昇降機
- ・小荷物専用昇降機（昇降路の全ての出し入れ口の下端が当該出し入れ口が設けられる  
室の床面よりも50センチメートル以上高いものを除く）

工作物（遊戯施設）（建築基準法施行令第138条の3）

- ・乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの(一般交通の用に供するものを除く)
- ・ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設
- ・メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔  
その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの"

昇降機・遊戯施設の定期検査を行うことができる資格者

- ・昇降機等検査員 ※1
- ・一級及び二級建築士
- ・建築基準適合判定資格者

※1 建築基準法改正（平成28年6月1日）より前の制度に基づく昇降機検査資格者であつても改正後の法に基づく資格者（昇降機等検査員）として、改めて資格者証の交付を受ける必要があります。"